

21 日 獣 発 第 48 号

平成 21 年 5 月 11 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対応について

先に、環境省において「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」が策定されたことについては、平成 20 年 10 月 27 日付け 20 日獣発第 171 号をもって貴職あてに通知したところです。

同対応技術マニュアルにおいては、野鳥における各種衛生調査の実施をはじめ高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応について、民間獣医師及び民間飼育動物診療施設の果たす役割等が定められたことから、同対応技術マニュアルの運用にあたり都道府県鳥獣行政担当部局等と地方獣医師会等との連携強化とともに、民間飼育動物の診療施設をはじめ関係する診療獣医師との十分な事前調整を図ることの必要性について、本会から平成 20 年 10 月 27 日付け 20 日獣発第 172 号をもって環境省自然環境局長及び農林水産省消費・安全局長に対し要請したところですが、今般、本会からの要請を受け、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室長から都道府県鳥獣行政担当部局に対し、別紙のとおり本会からの要請の内容が提示されるとともに、同対応技術マニュアルに基づく調査等の実施に当たっての関係者との協力、連携の円滑化について通知した

旨、併せて本会に対し本件に対する協力・連携への配慮について依頼がありました。

つきましては、貴会におかれては、内容ご了知の上は、都道府県鳥獣行政担当部局等との連携のもと、円滑な対策実施の支援・協力を努められるとともに、野鳥の診療をはじめ各種衛生調査や野生動物保護活動に当たられる会員獣医師に対しての周知につきよろしく対応の程お願いします。



環自野発第 090427001 号  
平成 21 年 4 月 21 日

社団法人日本獣医師会 会長様

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護業務室長



野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対応について

平成 20 年 10 月 27 日付け 20 日獣発第 172 号にてご意見のありました標記について、別添のとおり都道府県あて通知しましたのでお知らせします。

今後とも本件に関する協力、連携につき特段のご配慮方よろしくお願いいたします。

担当：野生生物課鳥獣保護業務室 徳田  
Tel. 03-3581-3351 内線 6473

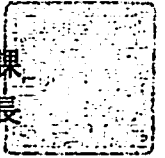


環自野発第 090427001 号

平成 21 年 4 月 27 日

各都道府県野生生物行政担当課(室)長 様

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護業務室長



野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対応に対する  
社団法人日本獣医師会からの意見について (情報提供)

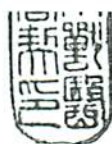
野生生物行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

野鳥の高病原性鳥インフルエンザに係るサーベイランスについては各都道府県のご協力をいただき、平成 21 年 2 月までの検査結果について既にお知らせしているところですが、平成 20 年 9 月にとりまとめた「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に関し、社団法人日本獣医師会から別添のとおり意見の提出がありましたので情報提供します。

本マニュアルは、行政上必要な対応についてとりまとめたものですが、実際には民間の獣医師に検査実施などの協力を求めているケースもあるほか、一般市民から民間施設に対し死亡個体発見の通報なども予想されることから、関係者との協力、連携が円滑に進むよう配慮方よろしく申し上げます。

担当：野生生物課鳥獣保護業務室 徳田

Tel. 03-3581-3351 内線 6473



20日獣発第172号

平成20年10月27日

環境省自然環境局長

黒田 大三郎 様

社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久



**環境省における「野鳥の高病原性鳥インフルエンザ  
対応技術マニュアル」の策定に関して（要 請）**

貴省におかれましては、広く自然環境保全対策の一環として、各般の野生動物対策に係る施策を推進されるとともに獣医師の果たすべき役割につきご指導を賜り、心より御礼申し上げます。

今般、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策として策定された「都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」につきましては、真に時宜を得たものであり、本会から会員である地方獣医師会に対しては、各所管先の都道府県担当部局等と連携をとり、関係する会員獣医師の各種調査等の実施に際しての積極的協力を要請したところであります。

本対応技術マニュアルは、野鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の都道府県担当部局等における対応と野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルスのモニタリングにおける国と都道府県の役割分担を第一義目的として定められたものと理解しますが、あわせて同対策を推進する上における民間獣医師と民間飼育動物診療施設の役割も規定されたところであります。

つきましては、地域における同対策の円滑な推進に資するため、貴省より改めて、都道府県鳥獣担当部局等に対し下記の事項についての技術的助言等をご指示いただきたくご配慮のほどお願いします。

なお、野鳥の疫学調査に従事する獣医師の鳥インフルエンザ感染予防対策につきましては、先に、防疫業務従事獣医師等の新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ感染予防対策について（平成20年8月29日付け20日獣発第130号）により、貴職あて要請させていただいたところではありますが、引き続き厚生労働省及び農林水産省の関係当局とも連携いただき、地方自治体関係者に対するご指導のほど併せてよろしく申し上げます。

## 記

### 1 都道府県鳥獣担当部局等と管下の地方獣医師会との連携について

都道府県鳥獣担当部局等は、対応技術マニュアルに基づく対策の円滑な推進を確保するため、都道府県の関係部局等や地方獣医師会などの関係団体との連携を強化すること。

### 2 野鳥のサーベイランス対応について

都道府県鳥獣担当部局等は、死亡鳥獣等の調査、糞便採取調査、野鳥捕獲調査等のサーベイランスのための民間獣医師の調査員委嘱又は民間飼育動物診療施設の参加協力に当たっては、事前に協力先のロケーションや受け入れ体制等を考慮し、協力内容について事前に十分に調整しておくこと。

### 3 高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応等について

都道府県鳥獣担当部局等は、傷病野鳥や死亡野鳥が、民間施設に持ち

込まれることが想定される場合、あらかじめ地方獣医師会等の関係団体と取扱い等について調整しておくこと。

なお、実際に傷病野鳥や死亡野鳥が、民間施設に持ち込まれた場合、ウイルス保有状況等に関する検査の実施については、可能な限り公的な検査機関において実施するよう配慮すること。特に、検査の結果、高病原性であることが確定した場合には風評被害等が懸念されるため、事前に検査を行った施設に確認した上で、公表内容について配慮すること。